

★エキスカーション実施事業交付の流れ★ ～令和7年4月から令和8年3月実施分～

①交付申請

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

市外で開催されるコンベンションに付随して申し込みの事
コンベンション開催日30日前までに交付申請を行ってください。

※提出書類

・ MICE誘致事業補助金交付申請書

ワード MICE誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）

・ 事前計画書

ワード 事前計画書（エキスカーション様式第5-3号）

・ 事業計画書/収支計画書/誓約書/開催者が法人又は団体である場合に当たっては、役員名簿

ワード 事業計画書・収支計画書・役員等名簿・誓約書（様式第2号、3号、4号）

※提出期限

・ エキスカーション実施の30日前まで（4月開催は要問合わせ）

ただし、開催日30日前までにエキスカーション実施に係る経費の支払いが発生する場合は、支払日以前の日付で申請してください。

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 電子メールまたは郵送（問合せ先にアドレス等記載）

※留意事項

・ 補助金は予算の範囲内での交付となります

・ 補助金予算を超える場合は、申請があった順に内容を審査して通知しますので、お早めにご相談ください。



④補助金交付決定

適正な交付申請受理後概ね30日以内に、補助金の交付決定、補助金の交付申請棄却（却下）決定を文書で通知します。



⑤エキスカーション実施

⑥実績報告

事業完了日から30日以内または令和8年4月2日（木）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※提出書類

・ MICE誘致事業補助事業実績報告書

ワード MICE誘致事業補助事業実績報告書

・ 実施報告書/収支決算書/領収証の写し

ワード 実施報告書・収支決算書（様式第12号、13号）

・ その他会長が必要と認める書類

※提出期限

・ 事業完了日から30日以内または令和8年4月2日（木）のいずれか早い日まで

注）事業完了日とは、コンベンションの開催に係る経費の支払いが終了した日をさします。

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 電子メールまたは郵送（問合せ先にアドレス等記載）



⑦補助金交付通知

適正な実施報告の受領後概ね30日以内に、審査を行い確定した補助金額を補助金確定通知で通知します。



⑧交付請求

補助金確定通知を受けた後、当協会の指定する日までに補助金の交付請求書を提出してください。

※提出書類

・ MICE誘致事業補助金交付請求書

ワード MICE誘致事業補助金交付請求書（様式第15号）

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 郵送のみ受付 <押印が必要なため>（問合せ先に住所等記載）

⑨補助金交付

適正な請求書の受理後30日以内もしくは当協会が指定する日までに補助金を交付